

秋田市告示第110号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 佐 藤 卯兵衛

2 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間